

重要事項説明書

ご利用者様

医療法人 和光会
居宅介護支援事業所 清風苑

居宅介護支援事業所清風苑 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(18高福第524-47号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 医療法人 和光会
- (2) 法人所在地 愛知県名古屋市守山区白山三丁目501番地
- (3) 電話番号 052-773-1155
- (4) 代表者名 理事長 川島 正幹
- (5) 設立年月日 昭和57年9月1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 居宅介護支援事業所清風苑 (事業所番号 2374501001)
- (3) 事業所の所在地及び電話番号
愛知県尾張旭市東印場町二反田282番地2 Tel.0561-53-1600
- (4) 管理者氏名 丸山 貴子

3 事業の目的および運営の方針

当事業所の介護支援専門員が介護を必要とすることをご契約者及びその家族等からの相談を承ります。
具体的には下記の諸点に留意して取り組みます。(運営方針)

- (1) ご契約者が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
- (2) ご契約者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関、行政、事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画を作成します。
- (3) ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者およびその家族等の立場に立つて、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立をモットーとします。
- (4) ご契約者の要介護認定等に係る申請に対して、ご契約者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険（要介護・要支援）定の申請の有無を確認し、その支援も行います。
※当サービスのご利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも当事業所の「みなし判断」によりサービスの利用は可能です。
- (5) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。
- (6) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。

4 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者： 1名
- (2) 介護支援専門員： 2名（管理者と兼務1名、常勤専従職員1名）

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までです。
- (2) 営業時間は 午前8時30分～午後5時30分
- (2) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能ですのでご相談下さい。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 提供方法

- ①第一にご契約者・ご家族の意思を尊重します。
- ②当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者・ご家族から求められたときは、携行する身分証明書を提示します。
- ③被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間など当事業所が確認して、期限切れなどないようチェックします。
- ④要介護認定等の申請業務に関し必要な援助を行います。また、認定更新等の申請は、現在の有効期間が満了する1か月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
- ⑤当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
 - ア 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させた認められるとき。
 - イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。

(2) 居宅介護支援の内容

- ①居宅介護サービス計画の作成
 - ア「介護支援専門員」有資格者の配置
 - イご契約者・ご家族への情報提供
 - リご契約者の実態把握
 - エ居宅サービス計画の原案作成
 - ロ課題分析票の種類（全社協方式・居宅サービス計画ガイドライン）
 - カサービス担当者会議の開催
 - キご契約者の同意（サービスの種類、内容、費用等の説明と同意）
- ②サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施
- ③介護保険施設の紹介等

7 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

8 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

9 利用料及びその他の費用の額

原則、自己負担額はありません。（法定代理受領により保険者より当事業所に対して支払われます。）ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、別紙の利用料金をお支払い下さい。

10 通常の事業の実施地域：尾張旭市、瀬戸市、長久手市、豊田市、名古屋市（名東区、守山区、千種区、北区）とする。

11 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

12 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等に、ご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

13 高齢者虐待防止の推進

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止の為に次の措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者の選定をし設置します。
- ②虐待防止委員会を設置し、定期医的に開催しその結果を従業員へ周知徹底を図ります。
- ③虐待防止の為に指針を整備します。
- ④虐待を発見した場合は、関係機関へ速やかに連絡をし、虐待の早期発見に努めるものとする。
- ⑤従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

14 ハラスメント対策

男女の均等な雇用機会/待遇の確保等に関する法律、労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、職場におけるハラスメント防止（利用者やその家族等から受けるものも含む）に努めます。

15 業務継続計画

- ①事業所は感染症や非常災害の発生において利用者に対する指定居宅介護支援の提供を実施するため、及び非常時の体制で早期の再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を作成します
- ②事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練に定期的に参加します。
- ③事業所は定期的に、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

16 衛生管理等

事業所は事業所において感染症が発生し又は、まん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③事業所において感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練に参加します。

（1）当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭でも、窓口に設置した苦情受付の要望箱でも受け付けております。ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）

居宅介護支援専門員 管理者 丸山 貴子 TEL 0561-53-1600

※介護老人保健施設 清風苑代表の電話番号（0561-52-6300）でも受け付けます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

尾張旭市長寿課庶務係	所在地	尾張旭市東大道町原田2600-1
	電話番号	0561-76-8138（直通） 0561-53-2111（代表）
愛知県国民健康保険団体 連合会	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番5号
	電話番号	052-962-1221
	FAX	052-962-1531

平成30年4月1日 改正

令和6年4月1日 改正

居宅介護支援事業所清風苑

利 用 料 金 表

1 居宅介護支援費 全ての告示上の単位数に単価10・42（6級地）を乗じてあります。

（尾張旭市は6級地です）

区分	項 目	金 額
基 本	要介護 1 又は要介護 2	11316円／月
	要介護 3 から要介護 5	14702円／月
加 算	初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合 要支援から要介護となった場合	3126円
	入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院後当日以内に情報提供（提供方法は問わない）	2605円
	入院時情報連携加算（Ⅱ） 入院後翌日又は翌々日以内に情報提供（提供方法は問わない）	2084円
	退院・退所加算 退院、退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進。 カンファレンス参加無し。面談のみ。	連携1回 4689円 連携2回 6252円
	退院・退所加算 カンファレンス参加有り。	連携1回 6252円 連携2回 7815円 連携3回 9378円
	通院時情報連携加算 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。	521円 (月1回上限)
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2084円 (月に2回まで算定可能)
	ターミナルケアマネジメント加算 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した利用者に、主治医の助言を得つつターミナル期に頻回な訪問により状態変化やサービス変更の必要性を把握すると共に把握した利用者の心身の状況を記録し主治医やサービス事業者へ提供した場合	4168円